

外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、計画的に、適正な外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供することにより要介護状態の維持・改善を図ります。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 事業者

名 称	社会福祉法人 み そ の
所在地	〒251-0873 神奈川県藤沢市みその台1番2号
電 話	0466-90-5764
FAX	0466-90-5873
代表者	理事長 江草 明彦
設 立	昭和28年7月 社会福祉法人聖心の布教姉妹会 平成25年4月 社会福祉法人みその ※名称変更

3 事業所

名 称	聖園ヨゼフ老人ホーム
所在地	〒321-0627 栃木県那須烏山市南1丁目2806-1
電 話	0287-82-2578
FAX	0287-82-2511
管理者	齋藤 真由美
開園年月	平成18年12月
定 員	50名（養護老人ホーム44名 介護付有料老人ホーム6名）
事業の種類	外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービス 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護サービス

4 事業所の従業者体制

外部サービス利用型（介護予防）特定施設の職員として以下の職種の職員を配置しています。

(1) 配置状況

管 理 者	1人（兼務）
生 活 相 談 員	利用者が100又はその端数を増すごとに1人以上

計画作成担当者 1人以上（総利用者数（前年度の平均値）が100又はその端数を増すごとに1人を標準とする）

介護職員 利用者が10又はその端数を増すごとに1人以上

介護予防サービスの利用者が30又はその端数を増すごとに1人以上

(2) 職務内容

管理者 業務の実施状況の把握、その他の一元的な管理

生活相談員 利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務

計画作成担当者 利用者に係わる（介護予防）特定施設サービス計画（ケアプラン）の作成

介護職員 利用者の日常生活上の安否確認、援助、介護業務

5 設備の概要

- (1) 居室
- | | | | |
|-----|------|-----|-----------------|
| 一般棟 | 二人部屋 | 24室 | ※4室に1ヶ所洗面所トイレ完備 |
| 静養棟 | 多床室 | 1室 | |
| | 個室 | 2室 | |
| 新館 | 全個室 | 6室 | ※介護付有料老人ホーム |
- ※入居後、利用者の状況に応じて居室変更をする場合があります。

- (2) 共用設備等
- 食堂・ホール・娯楽室・医務室・面談室
- 洗面所・トイレ・洗濯室・浴室（一般用、特殊浴室）
- 共用テレビ・新聞・図書・カラオケ・給湯機・冷蔵庫

6 サービスの内容

(1) 基本サービス

①（介護予防）特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向をふまえ、外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービス提供の留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

②利用者の安否の確認

事業所の職員が、利用者の心身状況、生活状況に常に気を配ります。

③生活相談等

生活相談員をはじめ職員が日常生活に関する相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

<指定訪問介護>

聖園ヨゼフ訪問介護事業所 栃木県那須烏山市南1-2806-1

<指定訪問看護>

訪問看護ステーションあい 栃木県那須烏山市神長422-1

<指定通所介護>

大金の里 栃木県那須烏山市田野倉528-2

(3) 他の指定居宅サービス

利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。

<指定通所リハビリテーション>

富士山苑 栃木県那須烏山市滝田1868-28

<指定福祉用具貸与>

ひまわり館 東京都品川区大崎1-11-2 ※宇都宮営業所

指定訪問入浴介護

指定訪問リハビリテーション

地域密着型認知症対応型通所介護

(4) 介護サービスの内容

①食事 朝食 7:30 ~

昼食 12:00 ~

夕食 17:45 ~

○原則として食事は食堂を利用していただきます。

○利用者の摂取状況に合わせて調理で食事を提供、適切な食事介助を行うと共に食事の自立についても適切な援助を行います。

○医師の指示による食事の提供を行います。

②入浴 一般浴室 週3回以上

特殊浴室 週2回以上

○特殊浴室は主に訪問介護サービスを利用している方の入浴です。

③排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立を促します。

④食事、排泄、入浴、整容等の介助

主に特定施設サービス計画に沿って、受託居宅サービスにて対応します。

⑤その他日常生活上における支援

身の回りの整理整頓や寝具類の交換、定期通院の移動、付添い等の個別的な介護は、（介護予防）特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスでも対応できます。

⑥機能訓練

日常生活活動の維持・向上を図るため日頃の生活の中で実施します。必要に応じて（介護予防）特定施設サービス計画に沿って、受託居宅サービスにて対応します。

⑦健康管理

○毎週 1 回、医務室にて協力病院（嘱託医）による診察や健康相談を受けることができます。年 2 回の健康診断を実施します。適宜、歯科医の来診も受けられます。

○利用者の病状が急変した場合等において、協力医療機関又はその他医療機関の医師又は看護職員が、診療もしくは相談対応を行う体制を常時確保しています。

(5) その他のサービス

①理美容 毎月、理美容の機会を設けております。実費負担にてご利用頂けます。

②買い物 毎月 1 回嗜好品の販売を行っております。実費負担にてご利用頂けます。

7 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該外部サービス利用型（介護予防）特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

(1) 介護保険適用のサービス 別紙の料金表のとおりとします。

(2) 介護予防適用のサービス 別紙の料金表のとおりとします。

(3) その他自己負担となるもの（保険外の費用で全額利用者の負担となるもの）

①ケアプランに定める回数を超えての介護サービスの利用

②紙パンツ、尿取りパット等及び日常介護用品

③利用者負担が適当であるもの

衣料品、日常生活用品、他嗜好品等の日常生活用品の購入代金等

④医療費等の医療機関係に要する費用等

⑤その他実費 理美容代等

8 サービス利用にあたっての留意事項

(1) 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。

(2) 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。

(3) 他の利用者や職員に対する業所内での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。

9 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備えて、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画を作成します。計画に基づき年 2 回以上、利用者及び職員に対して避難、救出その他必要な訓練を実施します。

1 0 衛生管理及び感染症対策

事業者は、利用者及び職員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。また、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう感染症の予防及びまん延の防止のための対策を講じます。

1 1 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1 2 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して執った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を行います。

1 3 身体拘束の廃止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 4 虐待防止について

利用者の人権・プライバシーの擁護のため、研修会の実施等の職員教育を行います。

1 5 個人情報の保護

事業者及びその職員は、業務上知り得た入所者利用者又はその家族の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、職員であった者が退職した後も、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

1 6 相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

窓口担当者 生活相談員

ご利用方法 TEL 0287-82-2578

(2) 公的機関においても、次の機関において相談や苦情申し出ができます。

①市町村窓口：那須烏山市健康福祉課介護保険係

TEL 0287-88-7115 FAX 0287-88-6069

②栃木県国民健康保険団体連合会

TEL 028-643-2220 FAX 028-643-5411

③栃木県運営適正化委員会

TEL 028-622-2941 FAX 028-622-2316

(3) 公平中立な立場で、相談や苦情の受け付を行う委員です。

苦情解決第三者委員（聖園ヨゼフ老人ホームの苦情解決第三者委員）

1.7 地域との連携

施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

1.8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状に急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

1.9 協力医療機関

＜協力医療機関＞ 金井医院（嘱託医） 栃木県那須烏山市南2-9-16

＜協力歯科医療機関＞ 若林歯科医院 栃木県那須烏山市中央1-18-32